平成２５年（フ）第９３号
鳥取県米子市両三柳4578番地２　県住７―303
債務者　渡部　和子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２１６号
岡山県高梁市成羽町成羽3691　千田尾和雄方、住民票上の住所岡山県倉敷市真備町尾崎10番地
債務者　髙橋　祥子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第７７０号
広島市南区旭３丁目５番15号
債務者　香川　和枝
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２４号
広島市西区中広町３丁目３番19―501号
債務者　迫　　悦子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９９号
香川県高松市香川町川東上2406番地２
債務者　左**達**　秀和
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５４号
香川県高松市宮脇町２丁目８番７―101号　グルーヴィー宮脇102号
債務者　奈良　保志
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７９号
香川県高松市一宮町880番地１　ケア＆ホスピタリティ花泉210号室、住民票上の住所香川県高松市東ハゼ町917番地３
債務者　岡　　照夫
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４９号
愛媛県今治市波方町波方甲1608番地５、前住所愛媛県今治市波方町波方甲3652番地２、前々住所東京都町田市三輪緑山３丁目2106番地33
債務者　木村　庄志
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第１９９号
高知県土佐郡土佐町土居90番地２
債務者　田岡　鶴子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９７号
高知県香南市野市町土居1332番地２　ＦＬＯＲ野市Ａ201号
債務者　一宮　洋子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６号
高知県安芸郡芸西村馬ノ上3752番地
債務者　岡村のどか
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
福岡県宮若市稲光688番地２
債務者　宮澤　顕吾
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２１６号
福岡県久留米市津福本町643番地18
債務者　中尾　久司
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２８４号
宮崎市大字島之内9548番地25
債務者　永峯　友見（旧姓内野）
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２８６号
宮崎市新別府町麓479番地６
債務者　尾崎由紀子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２８７号
宮崎市大字島之内9548番地25
債務者　永峯　有希
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２８９号
宮崎市丸山２丁目282番地８　プレタメゾン３番館301号
債務者　平塚　友子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　宮崎地方裁判所破産係